

平成19年度 公共工事の入札契約制度の改正について

1. 最低制限価格及び低入札調査基準価格の引き上げについて

(1) 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定基準を、下記のとおり5%引き上げる。

改 正	現 行
直接工事費の100% 共通仮設費の100% 現場管理費の20% 予定価格の5%	直接工事費の100% 共通仮設費の100% 現場管理費の20%
} の合計額	} の合計額
※ ただし、土木工事、舗装工事以外の 工事の直接工事費は90%とする。	※ ただし、土木工事、舗装工事以外の 工事の直接工事費は90%とする。

(2) 低入札価格調査制度における失格基準価格（判定基準数値）の設定は、**低入札調査基準価格より概ね5%以内の額**となるよう設定する。

2. 工事費内訳書の取扱いの厳格化について

低入札価格調査制度適用の入札における、工事費内訳書の取扱いを、下記のとおり厳格化します。

- (1) 工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。
- (2) 提出した工事費内訳書の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 工事費内訳書が設計書等の項目と同項目で作成されていない場合又は入札価格と整合しない場合は、当該入札者を失格とする。

3. ダンピング受注工事の対策強化について

低入札調査基準価格を下回って受注した工事については、契約保証金額の増額及びかし担保期間の延長のほか、下記のとおり対策を強化する。

- (1) **前払金を請負代金額の10分の2以内（限度額5000万円）へ減額する。**
 （通常10分の4以内（限度額1億円））
- (2) **現場代理人と主任技術者の兼任を禁止する。**
- (3) 下請け契約を行う場合は、下請け契約の請負代金の額にかかわらず、施工体制台帳の作成・提出を義務付ける。
- (4) 監督業務及び施工体制点検・安全パトロールを強化する。
- (5) 工事コスト調査及び下請契約状況等調査を実施する。

4. 適用時期について

改正事項については、平成19年7月24日より適用する。